○厚生労働省告示第二百五十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

ただし、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するフェモキサドンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることとし、酢酸メレンゲステロールに係る試験法については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十九年七月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第１　食品<br>A　食品一般の成分規格<br>１～５　（略）<br>６　５の規定にかかわらず，⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は，同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ，それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において，⑵の表の食品の欄に掲げる食品については，同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず，また，⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については，⑶から⒀までに規定する試験法によつて試験した場合に，その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。<br>⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 | 第１　食品<br>A　食品一般の成分規格<br>１～５　（略）<br>６　５の規定にかかわらず，⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は，同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ，それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において，⑵の表の食品の欄に掲げる食品については，同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず，また，⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については，⑶から⑿までに規定する試験法によつて試験した場合に，その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。<br>⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 |

| 第１欄 | 第２欄 | 第３欄 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| イソピラザム | （略） | （略） |
| イソフェタミド | 大豆 | 0.05ppm |
| | 小豆類 | 0.05ppm |
| | えんどう | 0.05ppm |
| | そら豆 | 0.05ppm |
| | その他の豆類 | 0.05ppm |
| | レタス | 20ppm |
| | たまねぎ | 0.05ppm |
| | きゅうり | 1ppm |
| | 未成熟えんどう | 20ppm |
| | いちご | 4ppm |
| | ブルーベリー | 4ppm |
| | クランベリー | 4ppm |
| | その他のベリー類果実 | 4ppm |
| | ぶどう | 10ppm |

| 第１欄 | 第２欄 | 第３欄 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| イソピラザム | （略） | （略） |
| （新設） | （新設） | （新設） |